(2)　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（ハに掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

ロ　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(1)　増減試験研究費割合が百分の七を超える事業年度　当該増減試験研究費割合から百分の七を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

(2)　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の一を超える事業年度（ハに掲げる事業年度を除く。）　零から、当該満たない部分の割合から百分の一を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

第四十二条の四第四項中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第五項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に、「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同条第六項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において当該法人の試験研究費の額がその比較試験研究費の額を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額（当該事業年度において第四項の規定の適用を受ける場合には、当該法人の同項に規定する中小企業者等控除上限額から、同項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第四十二条の四第八項中「又は第四項の規定の」を「、第四項又は前項の規定の」に改め、同項第一号中「又は第四項」を「、第四項又は前項」に、「第四項中」を「第四項及び前項中」に改め、同項第二号中「通算法人（」の下に「第十二号及び第十六号を除き、」を加え、「第十項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「第十三項及び第十四項」を「以下この条」に改め、同号イ中「の試験研究費の額」を「の控除対象試験研究費の額」に改め、同号イ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　合算増減試験研究費割合が百分の三を超える場合（(3)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

(2)　合算増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（(3)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第四十二条の四第八項第四号中「の他の事業年度の」の下に「控除対象試験研究費の額若しくは」を、「当初申告試験研究費の額又は」の下に「当初申告控除対象試験研究費の額若しくは」を、「又は当該他の事業年度の」の下に「控除対象試験研究費の額若しくは」を加え、同項第六号ロ中「第十八項」を「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項第七号中「第十一項」を「第十二項」に、「第十八項」を「次条第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項第八号イ(1)中「(2)に掲げる事業年度以外の事業年度」を「令和九年四月一日前に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度とし、(3)に掲げる事業年度を除く。）」に改め、同号イ(1)(i)中「(iii)に」を「(iv)に」に改め、同号イ(1)(ii)中「が百分の十二」を「が零以上であり百分の十二」に、「(iii)に」を「(iv)に」に改め、「（当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）」を削り、同号イ(1)(iii)を同号イ(1)(iv)とし、同号イ(1)(ii)の次に次のように加える。

(iii)　合算増減試験研究費割合が零に満たない場合（(iv)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、その満たない部分の割合に三十分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

第四十二条の四第八項第八号イ(2)(i)中「(1)(i)から(iii)まで」を「(2)(i)から(iv)まで」に改め、「割合」の下に「（当該事業年度が令和九年四月一日前に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）である場合には、(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める割合）」を加え、同号イ(2)を同号イ(3)とし、同号イ(1)の次に次のように加える。

(2)　令和九年四月一日以後に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には当該通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度とし、(3)に掲げる事業年度を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(i)　合算増減試験研究費割合が百分の十五を超える場合（(iv)に掲げる場合を除く。）　百分の十一・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の十五を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

(ii)　合算増減試験研究費割合が百分の三を超え百分の十五以下である場合（(iv)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の三を控除した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を加算した割合

(iii)　合算増減試験研究費割合が百分の三以下である場合（(iv)に掲げる場合を除く。）　百分の八・五から、百分の三から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に十三分の八・五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

(iv)　当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合　百分の八・五

第四十二条の四第八項第九号イ(2)中「及び(iii)」を「及び(v)」に、「あつては、」を「あつては」に、「と(iii)」を「と(v)」に、「割合）」を「割合とし、(iii)及び(v)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(iii)に定める割合と(v)に定める割合とのうちいずれか高い割合とする。）」に改め、同号イ(2)(i)中「合算増減試験研究費割合が」を「令和九年四月一日前に開始する事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同日前に開始する事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち合算増減試験研究費割合が」に改め、同号イ(2)(ii)中「合算増減試験研究費割合が」